

～ 熊本県林業公社クレジット販売の流れ ～

熊本県林業公社

1 購入希望者が購入申込書を熊本県林業公社（事業課）へ提出します。

- ・「購入申込書の提出について（様式第1号）」
 - ・「購入申込書（様式第2号）」：連絡先、購入目的、購入希望量等を記入します。
 - ・「法人の概要（様式第3号）」：事業者等の場合のみ
 - ・「法人の定款の写し又はこれに代わるもの」：事業者等の場合のみ
 - ・「見積書（様式第4号）」
- ※販売要領、各種様式などは、熊本県林業公社のHPからダウンロードできます。

2 林業公社が内容を審査し、適当であれば契約準備に入ります。

- ・購入希望者の購入要件、見積単価等を確認させていただきます。
- ・申請内容が適正であり、かつ見積単価が林業公社の予定単価以上であれば、林業公社から「**契約書（案）**」を購入希望者に提示し、内容を確認させていただきます。

3 売買契約を締結します。

- ・契約書（案）に異議がなければ、購入者と林業公社で売買契約を締結します。

4 購入者が代金の支払いをします。

- ・林業公社から「**納入通知書**」を送付しますので、納入期限までに代金納入をお願いします。
- ・納入通知書の領収書の写しをPDF形式にしてメールかFAXで送ってください。

（購入者がクレジットの口座を保有する場合）

5-1 林業公社がクレジットの移転、購入者が無効化の手続きを行います。

- ・代金納入の確認後、林業公社がクレジット管理口座から購入者の口座へクレジットの移転をします。その後、購入者は、自らの保有口座へのクレジットの移転を確認してください。

（購入者がクレジットの口座を保有しない場合）

5-2 林業公社がクレジットの無効化の手続きを行います。

- ・代金納入の確認後、林業公社が、直接、無効化の手続きを行います。
- ・この場合は、林業公社から購入者あてに「無効化通知書の写し」及び「カーボン・オフセット認証書」を送付します。